

牧之原市環境美化条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、牧之原市環境基本条例（平成20年牧之原市条例第15号）の基本理念に基づき、地域の環境美化を推進するため、市民、事業者、所有者等及び市の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、それぞれの環境美化意識の向上を図り、もって快適で良好な生活環境を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境美化 美しく清潔な環境を保全又は創造することをいう。
- （2）市民 市内に居住、滞在又は通過する者をいう。
- （3）事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- （4）所有者等 市内の土地又は建物を所有又は、占有、若しくは管理する者をいう。
- （5）飼い犬等 犬、猫その他の愛がん動物で、所有者又は、占有者、若しくは管理者（以下「飼養者」という。）のあるものをいう。
- （6）ふんの放置 飼い犬等のふんを放置すること若しくは埋めることにより公共の場所及び他人の土地を汚すことをいう。
- （7）容器入り飲料等 缶、瓶、食品容器その他の容器に入った飲料又は食料をいう。
- （8）回収容器 ごみを回収するための容器をいう。
- （9）あき地等 現に使用していない土地又は管理が十分でない土地をいう。
- （10）雑草等 繁茂した雑草（これに類するかん木を含む。）又は枯草をいう。
- （11）廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物をいう。
- （12）不法投棄 廃棄物を不法に投棄すること又は廃棄物の不適正な埋立処分をすることをいう。
- （13）ごみのポイ捨て 缶、瓶、紙、プラスチックその他の容器及び包装、たばこの吸い殻、ガムの噛みかす、紙くず、その他不用物を捨てることをいう。
- （14）落書き 公共の場所及び他人の土地、建物又は工作物に許可を得ることなく、文字、図形又は模様等を描くことをいう。
- （15）屋外焼却行為 屋外で廃棄物を焼却する行為のことをいう。

（市民の責務）

第3条 市民は、その生活する地域において、連帯して環境美化意識の醸成を図るよう努めなければならない。

2 市民は、地域の潤いある生活環境を良好に保つために、海岸、河川等の公共の場所の環境美化に努めなければならない。

3 市民は、地域の環境美化のために、飼い犬等のふんを放置しないこと、飼い犬等のふんを飼養者自らの敷地内で済ますように躰けること、飼養者の不明な動物にむやみに給餌をしないこと等に努め、飼い犬等を適正に管理しなければならない。

4 市民は、ごみを、市長が定める収集日時に適切な分別をして所定の場所に排出するとともに、その排出したごみが散乱することのないよう、ごみ集積所を清潔に保持しなければならない。

5 市民は、公共の場所及び他人の所有し、占有し、又は管理する場所において自ら生じさせたごみを、ごみ箱その他の回収容器に収容し、又は持ち帰らなければならない。

6 市民は、市がこの条例の目的を達成するため実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自己の施設及びその周辺を清潔にする等、地域の生活環境を良好に保たなければならない。

2 事業者は、前項に規定する事業者の責務について、従業員等その事業活動に従事する者に周知するとともに、環境美化意識の啓発に努めなければならない。

3 容器入り飲料等の自動販売機を設置又は管理する者は、回収容器を設置し、適正に管理しなければならない。

4 事業者は、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第5条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地、建物及びその周辺をきれいにする等、地域の生活環境を良好に保たなければならない。

2 所有者等は、市がこの条例の目的を達成するため実施する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、第1条の目的を達成するため、市民及び事業者と一体となって、快適で良好な生活環境の確保に必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 飼い犬等のふんの放置の防止、不法投棄及びごみのポイ捨ての防止等について、市民及び事業者の意識の向上及び広報活動の推進に関すること。
- (2) 環境パトロールの実施に関すること。
- (3) 海岸、河川等の公共の場所における住民と協働した環境美化対策の推進に関すること。

(環境美化の日)

第7条 市長は、環境美化に対する理解及び関心を深めるため、環境美化の日を定めることができる。

(顕彰)

第8条 市長は、環境美化への貢献に対し、顕彰を行うことができる。

(禁止行為)

第9条 快適で良好な生活環境を実現するため、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 犬の飼養者が飼い犬のふんを放置すること。
- (2) あき地等の所有者等が、生活環境又は農業生産等を阻害するような状態に至るまで、雑草等の繁茂を放置すること。
- (3) 不法投棄をすること。
- (4) ごみのポイ捨てをすること。
- (5) 落書きをすること。
- (6) 屋外焼却行為をすること。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の2各号に掲げる方法により廃棄物を焼却した場合は、この限りでない。

(勧告等)

第10条 市長は、前条の規定のいずれかに違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(措置命令)

第11条 市長は、前条の規定による指導又は勧告に従わない者に対し、履行期限を定めて、原状回復その他の必要な措置を講ずるよう命じることができる。

(原状回復その他の必要な措置の報告)

第12条 前2条の規定による指導又は勧告若しくは措置命令を受けた者は、原状回復その他の必要な措置を講じたときには、速やかにその旨を市長に報告しなければならないものとする。

(代執行)

第13条 市長は、第11条の規定による措置命令を受けた者が、履行期限を過ぎてもなおこれを履行しないときは、措置命令を受けた者に代わり、原状回

復その他の必要な措置を講ずることができるものとし、その費用は、措置命令を受けた者から徴収する。

(立入調査)

第 14 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定した職員に、当該土地又は建物の立入調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第 15 条 第 11 条の規定による措置命令に従わない者は、3万円以下の過料に処する。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(牧之原市あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例の廃止)

2 牧之原市あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例(平成 17 年牧之原市条例第 109 号)は、廃止する。